

令和 6 年 1 月 会 議
第 7 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開催年月日 令和6年1月29日(月)

開催の場所 議会棟全員協議会室

出席委員

| | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 議席番号1番 | 森山謙治 | 議席番号8番 | 木村寛 |
| 議席番号2番 | 比留川賢次 | 議席番号9番 | 金子美登里 |
| 議席番号3番 | 笠間保一 | 議席番号10番 | 橋本久男 |
| 議席番号4番 | 比留川義昭 | 議席番号11番 | 大塚秀一 |
| 議席番号5番 | 山田誠一 | 議席番号12番 | 宇野政信 |
| 議席番号6番 | 内田直彌 | 議席番号13番 | 早川新市 |
| 議席番号7番 | 早川晴子 | 議席番号14番 | 古塩貞夫 |

欠席委員

出席推進委員

| | | | |
|--------|------|--------|------|
| 第1地区担当 | 山田英毅 | 第3地区担当 | 志澤輝彦 |
| 第2地区担当 | 峯山健吾 | | |

欠席推進委員

傍聴人 0名

提出した議案

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請事案
議案第52号 農用地利用集積計画決定事案
議案第53号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案
議案第54号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
報告第12号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

| | |
|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 浦 山 豊 |
| 次 長 | 三 枝 利 行 |
| 総 括 副 主 幹 | 森 山 由起子 |
| 主 事 | 鈴 木 孝 治 |
| 主 事 | 小 林 優 |

15時00分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）（挨拶）

ただ今より第7回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、14名、推進委員は3名でございます。定足数であります。在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、11番大塚委員、12番宇野委員のご兩名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（森山総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、資料1から3、協議会資料のほか、本日皆様の机の上に諸般の報告、農政時報をお配りしておりますので御確認をお願いいたします。

諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

今後の予定について申し上げます。2月1日、JAさがみあやせ農業収穫祭実行委員会において、会長、事務局長が出席される予定でございます。2月9日、神奈川県農業会議会長・事務局長会議において、会長が出席される予定でございます。14日、都市計画審議会において、会長が出席される予定でございます。20日、審議案件現地調査、市内一円において、第3班の委員が出席される予定でございます。同日、第8回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。

28日、第8回農業委員会総会、議会棟全員協議会室において、委員全員が出席される予定でございます。続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。

法第5条許可申請3件2,217平方メートル、農用地利用集積計画決定9件12,288平方メートル、相続税納税猶予証明2件、14,184.23平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明1件、4,706平方メートル、法第3条届出1件3,319平方メートル、法第5条届出4件3,273.12平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より5の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をい

たきますよう、よろしく願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

それでは、日程第1号、議案第51号、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号22番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書4ページ、5ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号22番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市[REDACTED]、地目畑、地積1,329平方メートルでございます。一時転用の目的は代替駐車場で、一時転用の理由は、東京電力による鉄塔改修工事に伴う駐車場代替用地の確保のためとのことでございます。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定、場所につきましては5ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料1で申請図面等を配布してございますので、併せて参照願います。工事の概要及び周辺への防除対策でございますが、工事の概要は、敷地内を鉄板敷きとし、周囲にガードフェンスや単管ロープ柵を設置するとともに、周辺への安全対策等に配慮するとのことでございます。また、雨水につきましては、自然浸透の敷地内処理にするとのことで、工期は許可後から令和6年11月30日まででございます。

申請地は市街化調整区域、農用地であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による農用地区域内農地に該当し、一時的な利用であれば転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表委員より報告願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）1月23日、第2班、私のほか山田委員、内田委員、山田推進委員と事務局2名、計6名で現地調査をいたしました。本日の審議案件は、同日、同メンバーで現地調査を行いましたのでご報告いたします。現地は柿が栽培されておりました。第2班といたしましては、問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君） 参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、綾瀬市[REDACTED]、地目畑、地積1,329平方

メートルの、農地転用に係る農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたすところでは、私から参考人に次の6点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

(参考人 答弁)

○参考人 () と申します。

よろしくお願ひいたします。それではまず、1番目の転用を行う理由とこの地を選定した理由についてなんですけども、申請地の北側、 という土地がありまして、ここに、東京電力パワーグリッドの鉄塔が建っております。この鉄塔の改修工事を予定しております、その改修工事には大型の重機を使用することから、隣接する土地を仮設作業場まで借用せざるを得ません。ただ、この隣接する鉄塔に隣接する土地が、月極駐車場となっておりますので、月極駐車場に止まっている車の代替用地が必要となります。

代替用地の探査に当たって、大体、月極駐車場のオーナーさんのほうから、利用者に極大影響が少なくなるほど、つまり、車両の移動先が近隣であることを条件にされました。

従ってその条件をもとに探査したところ、月極駐車場の申請地が駐車場の隣接地ということで、至近距離にあるものですから、こちらのほうを選定いたしました。

2番の土地利用計画及び、施設概要についてなんですが、土地を使う前に、除草を実施して、鉄板敷を行った後に、駐車区画を実施して、一時的な代替駐車場として使用いたします。

3番の転用計画と周辺都市への防除対策等についてですが、周辺農地へ資機材を拡散させないように、ガードフェンス等を設置します。転用期間中は鉄板敷きをした上で、代替駐車場とすることから、定期的な除草等を考えております。

4番の工程及び工期並びに工事期間中の安全対策についてですが、工期については、2024年3月今回申請の許可がおり次第から、2024年の11月下旬まで使用する予定です。安全対策として、代替駐車場の出入り口以外は、ガードフェンス等を設置して、公衆の立入り

を防止します。

5 番の隣接する耕作者と周辺地域への説明状況ですが、隣接耕作者には、申請地の土地所有者から説明済みであります。周辺地域へのPRについては、同一鉄塔で農地転用が伴わない、先行した工事が実施済みであることから、周辺地域へのPRについて自治会長と相談の上対応する予定であります。

6 番の施設の管理計画についてですが、前段に述べたように代替駐車場の出入り口以外は、ガードフェンス等を設置して、公衆の立入りを防止するような形で管理計画とさせていただきます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。12 番 宇野委員

○12 番（宇野 政信君）地域の担当委員として、■■■さん、■■■さんとも、近所ということもあって、いろいろお話をしました。その中で今、■■■さんのほうから話があったように、今日、鉄塔の下も作業として使いたいと、今、■■■さんの駐車場になっているんですね、■■■さんの駐車場を移さなければいけないということで、どこがあるかっていうことで、一生懸命探した結果、一番近くにある■■■さんのこの土地をということで話がありました。■■■さんの土地はさっき話があったように柿の木が植わっていて、あとは若干、草が生えてるような状況ですが、■■■さんとも話したんですが、転用した後駐車場をやる、結構地べたがなくなってしまうんじゃないかと、その後畑に戻すのは厳しいんじゃないかという心配もあったんですが、そこは深くというか耕しながら、また畑に戻すということで話は伺っています。そんなことで今回、この件についてはやむを得ないものと判断

しました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君） 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号22番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

○議長（古塩 貞夫君）次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号23番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号23番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市■■■■■■■■■■、地目畑、地積793平方メートルのうち528平方メートルでございます。

一時転用の目的は、代替駐車場で、一時転用の理由は、東京電力による鉄塔改修工事に伴う駐車場代替用地の確保のためとのこととでございます。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定、場所につきましては7ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料2で申請図面等を配布してございますので、併せて参照願います。工事の概要及び周辺への防除対策でございますが、工事の概要は、敷地内を鉄板敷きとし、周囲にガードフェンスを設置することにより、周辺への安全対策等に配慮するとのこととでございます。また、雨水につきましては、自然浸透の敷地内処理にするとのこととでございます。工期は許可後から令和6年12月31日まででございます。

申請地は市街化調整区域、農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による第2種農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表委員より報告願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地は雑木が生えて、下草も生えている状態でした。原因者である東京電力に確認の元、転用する旨、事務局より確認しております。第2班といたしましては問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、綾瀬市[REDACTED]、地目畑、地積 793 平方メートルのうち 528 平方メートルの、農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。

それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（[REDACTED]）[REDACTED]と申します。よろしくお願ひします。質問 1 の転用を行う理由と、土地を選定した理由についてですが、先ほどの案件と同じようにこちらも、申請地の北東側にあります、[REDACTED]の 3 筆に鉄塔が建っております。この鉄塔の改修工事を計画しておりまして、やはり大型重機を使用することから、隣接地を仮設作業場として、借用せざるを得ません。こちらも、隣接地が月極駐車場となっているため、借用範囲に止まっている車の移動のための、代替用地が必要となりました。当初、農地のほうは避けて、至近にある工場跡地 2 か所に協力を要請しましたが、売却予定とのことから協力得られませんでした。そこでいろいろと必要で探していたんですけども、駐車場の経営者からやはり移動先が、近隣であることを条件にされておりましたので、こちらの申請地については、月極駐車場から直線距離で約 140 メートル離れた土地になりますけれど、候補地がないためやむを得ず、申請地を代替用地として計画をいたしました。

2 番の土地利用計画及び施設概要についてですが、こちらについては、除草を実施して鉄

板敷きを行った後に駐車区画を設置して、代替駐車場として一時使用いたします。

3番の、転用計画と周辺への防除対策等についてですが、ガードフェンスで囲い鉄板を敷く前に除草を行った上で鉄板を敷きます。転用期間中、鉄板敷きをした上で、代替駐車場となることから、定期的な除草は不要と考えております。

4番の工程及び工期並びに工事期間中の安全対策について、こちらも2024年3月初旬今回の申請の許可日から、2024年12月下旬まで使用する予定です。安全対策ですが、土地周辺をガードフェンスで囲って、代替駐車場出入口面以外からの公衆の立入りを防止いたします。

5番の隣接耕作者と、周辺地域への説明状況についてですが、隣接耕作者については説明済みです。周辺地域へのPRについてですが、工場地帯となっていることから、自治会長と相談した上で対応する予定でおります。

6番の施設の管理計画について、先ほど述べたとおり同様に、土地周辺をガードフェンスで囲って代替駐車場出入口以外からの公衆の立入りを防止するという事で管理等をさせていただきます。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）ここで聞くのかどうかわからないんですが、先ほどの事業計画書と、今回の事業計画書を比べたんですが、必要経費の欄が余りにも違うんですが、片方が、1億2315万8000円かな、片方は23億1643万3000円と、1けた以上違うんですが、これほど思っているんですが、お答え願います。

○議長（古塩 貞夫君）参考人

○参考人（XXXXXXXXXX）先ほどの工事については、先ほどの工事と今回申請する工事について、工事件名が別になっております。我々の予算の出し方ですが、工事一連の流れの部分を、予算として上げまして、今回申請する、工事件名については、複数期にわたっての工事になることから、工事金額のほうが高くなっております。以上です。

○12番（宇野 政信君）今、説明があった23億っていうのは、工事全体としての費用ですか。

○参考人（XXXXXXXXXX）はいそうです。

○12番(宇野 政信君) それから前の1億2300というのは65番。などなど、その一方についての値段ですか。

○参考人() はい。

○議長(古塩 貞夫君) 他に、参考人に対します質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

(参考人退席)

○議長(古塩 貞夫君) 参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。12番 宇野委員

○12番(宇野 政信君) はい、それでは先ほどについてなんですが、同じような内容なんですけども、さんと21日にお話はしたんですが、やむを得ないだろうと思いました。このさんのほうですが、母さんが亡くなって、まず相続のほうははっきりしてないという、さんという名前ですが、結婚されて、旦那さんの名字に変わっているんですが、今、にいらっしゃるんですが、ちょっと話が出来ていません。ただ、さんのほうとの話がついているそうなんです。畑もさっき話がありましたように、下草あって木が幾つかあるんですね、今はその木の撤去作業に入っているんですが、これもちょっと疑問を持ったんですが、これが今回、これオッケーが出てないのに、先に着手し木をきっていいのか、そんなのがいいのかなあとか思いつつあるんですが、駐車場の代替地としてはやむを得ないのかなというふうに思っています。

○議長(古塩 貞夫君) ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) 意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号23番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、同じく、農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号24番についてを議題といたします。

本件につきましては、[]委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらく御退席願います。

（[]委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[]委員が退席されました。現在の委員数は[]名、推進委員[]名です。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書8ページ、9ページをご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号24番でございます。申請人である譲渡人及び譲受人は記載のとおりでございます。申請地は綾瀬市[]外4筆、地目畑、地積合計360平方メートルでございます。

一時転用の目的は、埋設物調査で、一時転用の理由は、道の駅整備事業予定地のため、とのことでございます。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定、場所につきましては9ページの案内図をご参照願います。また、別冊資料3で申請図面等を配布してございますので、併せて参照願います。工事の概要及び周辺への防除対策でございますが、地質調査のため4m四方の範囲にやぐらを組みボーリング調査を行うとのことでございます。また、隣接農地の営農に配慮し作業を行うとのことでございます。工期は許可後から令和6年3月15日まででございます。申請地は市街化調整区域、農用地であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による農用地区域内農地に該当し、転用許可できる農地でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表委員より報告願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地は、主に耕運状態で、栗が栽培されているところもありました。第2班といたしましては、現地は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めています。ただ今より、参考人に議場に入ってください。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君） 参考人に申し上げます。今日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請のありました、綾瀬市 [REDACTED] 外 4 筆、地 畑、地積合計 360 平方メートルの、農地転用に係る農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

（参考人 答弁）

○参考人（ [REDACTED] 君） [REDACTED] と申し上げます。よろしくお願ひいたします。

1、転用を行う理由と、この地を選定した理由についてなんですけれども、これは綾瀬市の道の駅整備事業のための地質調査でございます。地質調査っていいますのは予定地内に、ガラとかごみとかが埋まっていないかどうかっていったものを確認するための調査で、震度 4 メートルまで、状況確認を行うものです。この場所を選定した理由につきましては、予定地内を全体に満遍なく、大体均等な距離感で、実際掘削して確認しようということとで、5 地点選定しております。具体的に選んだのは、道の駅整備推進者様のほうで選んで、その指定指示のもとに、我々作業を行う予定です。

2、土地利用計画及び施設概要についてなんです、地質調査、ボーリングマシンっていう機械を持ってきて、道路状態時々工事のためにやっていますので、見たことある方も多分いらっしゃると思うんですけれども、高さ 5 メートルぐらいの檣を組んで、その真ん中に機械を置きまして、機械を使って地盤を掘削するものです。大体開ける穴の大きさは直径 10 センチぐらいの穴です。この場所、機会を設置するために、大体幅 4 メートル四方のスペースが必要です。機械を設置して作業員が動き回るスペースが 4 メートル四方です。

そこに機械を持ってくるためのトラックを要請でつけるスペースも必要になりますので、1 か所当たり、幅 6 メートル、長さ 12 メートルのエリアを必要スペースとして申請をしてい

るものです。

3、転用計画と周辺の防除対策についてです。永久工作物をつくるわけではありませんので、1か所当たり1日で、作業を終了する予定です。機械を持ってきて、セットして調査を行って機械を撤去して原状復旧すると、そこまでを1日でやる予定です。周辺対策につきましては、転用申請面積をですね、作業機械を運んでくる前に、ロープで四角く囲ってこの範囲を作業しますよってという明示して、それから作業をする予定です。作業員が、そのロープから外には出ないようにというふうにするつもりです。

4、工程及び工期並びに工事期間中の安全対策、申請期間は我々業者と整備推進室さんとの契約工期である3月15日までを申請工期としております。許可が出来次第、準備して作業は取りかかる予定です。申請か所は5か所ありますので最大5日あれば実際には作業が終わるかなとは思っております。それから安全対策ですが、現場に機械を持ってくるために、2トントラック、或いはポイント管の移動のために手押しのエンジン付きのタンクローラーで、ガガッと移動していきますので、その際に周辺歩行者、自転車等第三者との接触防止のために、作業補助員が誘導して、安全確認しながら作業をやる予定です。

5、隣接耕作者と周辺地域への説明状況につきましては、関係者には道の駅整備推進室が説明済みと聞いておりますので、このあたりにつきましては市のほうにお任せしております。

6、施設の管理計画ですが、現場作業を行うときには管理者が常に立会いして、その指示のもとに作業を行う予定です。1日、1か所当たり1日以内での作業、復旧までやる予定ですので、繰り返しますけども、最大5日間あれば、現場作業を終わるという予定でございます。概要は以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。私からの質問は、以上です。次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。3番 笠間委員

○3番(笠間 保一君) 深さ4メートルと聞きましたが、何かこういう場合基準があるんですか。

○参考人()君) 特にはないですね。

○3番(笠間 保一君) 大体、今までの経験でこの程度の深さやれば大丈夫だということをやっているんですか。

○参考人()君) そうですね。例えば、ないと思いますけども、ごみとか埋めた場合ですね大体覆土っていいまして、かぶせる土ですね、覆土をか

ぶせてやるんですけども、もうそれが3メートル4メートルもあるっていうケースは余り聞いたことがなくて、大体2メートルぐらい盛土して、覆ってしまうっていうのが多いと思いますので4メートルあれば、十分かなとこれはこの数字は、推進室さんのほうで、委託仕様書の中に書いてあった数字なんですけれども、我々業者としてもそれだけ確認すれば大丈夫だろうというふうに判断はしております。

○3番（笠間 保一君）基準はないけど、今までの経験上、大丈夫だということですね。

○参考人（XXXXXXXXXX君）はい、そういうことです。

○議長（古塩 貞夫君）他に、参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対します質疑は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会 会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重に審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございます。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。13番 早川 新市委員

○13（早川 新市君）本件につきまして、地元委員として発言いたします。1月10日、ただいま、申請人の方と綾瀬市道の駅整備推進室の方に詳しい内容を聞きました。内容的には今、説明したような話で、省略させていただきます。道の駅整備事業予定地の埋設物調査ということで、一時転用するものです。1月21日に私も現地を見て、先ほど2班の代表のかたの言われた通り栗があり、あとは収穫後のサツマイモ、冬瓜等が植わっていて、あとは耕運状態にありました。畑全体を調査するわけではないので、部分的なものなので周りの隣接に余り影響はないと思います。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第5条の規定による許可申請事案、整理番号24番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

([] 委員 入室、着席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、退席されていましたが、 [] 委員が着席されました。

現在の委員数は、委員14名、推進委員3名です。次に、日程第2号、議案第52号、農用地利用集積計画決定事案を議題といたします。

整理番号94番、95番の2件は申出人であります。賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)それでは、一括して審議いたします。本件につきましては、 [] 委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に類するため、本件審議の間、しばらくご退席願います。

([] 委員退席)

○議長(古塩 貞夫君)ただ今、 [] 委員が退席されました。現在の委員数は [] 名、推進委員 [] 名です。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹)総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号94番でございます。申出人は記載のとおりでございます。

賃借人の耕作面積は9,299.97平方メートル、申出地は []、地目畑、地積473平方メートルでございます。

利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間でございます。利用目的は果樹、設定初年は平成30年、3回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号95番でございます。申出人は記載のとおりでございます。 [] 外1筆、地目畑、地積合計1,260平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和6年3月1日から令和9年2月

28日までの3年間でございます。申出人の耕作面積、利用目的、設定初年につきましては、整理番号94番と同一でございます。都市計画区域等は、市街化調整区域、農用地外で、場所につきましては13ページの案内図をご参照願います。貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この2件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積は、自作の畑4,763.97平方メートル、利用集積による畑4,536平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妹の2名で、従事日数は300日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地の状況は、94、95番ともにオリーブが栽培されておりました。第2班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田 推進委員

○第1地区（山田 英毅君）本日審議がなされます、農用地利用集積計画決定事案について、1月23日、第2班に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。ただいまの現地の状況は、先ほど第2班代表委員が述べられたとおり、整理番号94、95、ともに現地にはオリーブが植えられており、適正に管理されていると判断しました。利用集積の決定は妥当であると考えますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号94番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が今述べられたとおりです。農機具の保管庫として使用されています。また、隣接地においても、利用集積による畑があり、耕運状態で適正に管理されていました。こうしたことから利用集積の決定は妥当であると考えますが皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号96番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、農用地利用集積計画決定事案、整理番号97番、98番、99番、100番の4件は申出人であります賃借人及び借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書16ページ、17ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号97番でございます。申出人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は23,899.27平方メートル、申出地は■■■■■■■■■■、地目畑、地積988平方メートルでございます。利用権の種類は賃貸借権、利用権の設定期間は、令和6年2月1日から令和9年1月31日までの3年間でございます。

利用目的は露地野菜、設定初年は、令和3年、2回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、17ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定

事案、整理番号 98 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED] [REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 2,075 平方メートルでございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 97 番と同一でございます。場所につきましては、19 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は 250 日農業従事しておりますが、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

続きまして、総会議案書 20 ページ、21 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 99 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED] [REDACTED]、地目畑、地積 973 平方メートルでございます。利用権の設定期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 3 年間でございます。申出人の耕作面積、利用権の種類、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 98 番と同一でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。続きまして、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 100 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は [REDACTED] [REDACTED]、地目畑、地積 991 平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、申出人の耕作面積、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 99 番と同一でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

この 4 件の賃借人及び借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、自作の畑 813 平方メートル、利用集積による畑 23,086.27 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地の状況は、整理番号 97 番は耕運状態でした。整理番号 98 番はキャベツの収穫中で、整理番号 99、100 番は耕運状態でした。第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、ただいま代表委員が述べられたとおりです。借人は市園芸協会に加入しており、キャベツ部会のほか、トウモロコシ、レタス、ブロッコリーの各部会で熱心に農業に取り組んでいます。このことから利用集積の決定は妥当であると考えますが皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いいたします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 97 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 98 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

続いて、整理番号 99 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号 100 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 101 番、102 番の 2 件は申出人であります借人が同一でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかが

でしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君) それでは、一括して審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(森山総括副主幹) 総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 101 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 12,679 平方メートル、申出地は[REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 2,970 平方メートルでございます。

利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 6 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、2 回目の権利設定でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのごことでございます。

続きまして、総会議案書 26 ページ、27 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号 102 番でございます。申出人は記載のとおりでございます。申出地は[REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,982 平方メートルでございます。利用権の設定期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までの 3 年間でございます。設定初年は令和 6 年、新規の権利設定でございます。利用権の種類、利用目的、都市計画区域等につきましては、整理番号 101 番と同一でございます。

場所につきましては、27 ページの案内図をご参照願います。

貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから貸し付けを行いたいとのごことでございます。

この 2 件の借人の状況でございますが、年齢は[REDACTED] 歳、自作の畑 1,979 平方メートル、利用集積による畑 10,700 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクターを保有しており、農業従事者は、本人 1 名で、従事日数は 300 日でございます。

以上により、農業経営基盤 強化促進法の要件を満たしております。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君) 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番(早川 晴子君) 現地の状況は、整理番号 101 番、ブロッコリーの収穫中で、整理番号 102 番は耕運状態でした。第 2 班といたしましては、今回の利用集積は問題ないと判断

いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認していただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。第1地区 山田推進委員

○第1地区（山田 英毅君）現地の状況は、代表委員が述べられたとおりです。借人は、綾瀬市園芸協会に加入している若い農業経営者です。今年度、[]部会の[]。さらに[]部会では[]として活躍されています。こうしたことから利用集積の決定は妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。採決については、1件ずつ行いますのでよろしくお願いします。

農用地利用集積計画決定事案、整理番号101番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

○議長（古塩 貞夫君）続いて、整理番号102番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申出のとおり可決されました。

次に、日程第3号、議案第53号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案を議題といたします。整理番号1番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書28ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願 事案、整理番号1番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、[]外6筆、地目畑及び田、地積合計4,174平方メートルでございます。場所につきましては、29ページ、30ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための 適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和5年3月1日、都市計画区域等につきましては、落合南2丁目は市

街化区域、生産緑地、落合南5丁目及び6丁目は、市街化調整区域農用地で、申請地は全て相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は本人1名で、従事日数は150日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地の状況は29ページの■■■■は、ネギ、ブロッコリー、白菜等がありました。■■■■は、耕運状態で一部に大根、小松菜、がありまして、■■■■はネギ、大根、小松菜、■■■■は稲刈りあと、次に30ページ、■■■■が、長ネギ、タマネギ、■■■■は稲刈り後でした。申請者は、意欲的に農業経営に取り組んでおりまして、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第2班といたしましては、適格者証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。5番 山田委員

○5番（山田 誠一君）地元委員として発言します。1月23日に現地確認してまいりました。2班の代表委員の方から報告がありましてとおり、申請地の作付けの状態は代表委員の言われたとおりです。それぞれの状態で、農地としてしっかり管理されておりました。労働力としては、申請人1人、耕運機、トラクター、防除機を保有しております。申請人は相続した農地で、これからも農業経営を行っていきたいとお話をされておりました。地元委員としては、申請者の農業の継続意思を確認出来ましたので、適格者証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願い出のとおりに証明することに決定されました。

次に、同じく、相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号2番を審議いたし

ます。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書 31 ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号 2 番でございます。被相続人及び農業相続人は記載のとおりです。申請地は、[REDACTED] 外 13 筆、地目畑及び雑種地、地積合計 10,010.23 平方メートルでございます。場所につきましては、32 ページ、33 ページの案内図をご参照願います。内容といたしましては、当該土地について、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者である旨の証明願いでございます。

相続開始年月日は令和 5 年 4 月 17 日、都市計画区域等につきましては、[REDACTED] [REDACTED] は市街化調整区域区域農用地外、その他は、市街化調整区域農用地で、申請地は全て相続税納税猶予の適用農地でございます。農業相続人は、耕運機、トラクター、防除機を保有しており、農業従事者は、本人、妻、母の 3 名で、従事日数は 350 日でございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地の状況は、32 ページはハウスが建っており、ケール、レタス、チンゲン菜が植えられていました。33 ページの [REDACTED] 外 2 筆は柿。[REDACTED] 外 4 筆は耕運状態でした。[REDACTED] 外 2 筆はハウスでレタス、キュウリの収穫後でした。[REDACTED] は供に耕運状態でした。申請者は意欲的に農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 2 班といたしましては、適格者証明書の発行に問題がないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 木村委員

○8 番（木村 寛君）本件につきまして、地元委員として発言します。1 月 21 日に現地を確認してまいりました。第 2 班の代表委員の報告のとおり、農地としてしっかり管理をされておりました。奥様とお母様と 3 人ですね、仲良く取り組んでおり、これからも農業経営を行っていききたいと意欲的にお話をされておりました。地元としましては、適格者証明の発行に問題ないと考えました。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。相続税の納税猶予に関する適格者証明願事案、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

○議長（古塩 貞夫君）次に、日程第4号、議案第54号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号17番についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（森山総括副主幹）総会議案書34ページ、35ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号17番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は■■■■■■■■■■外6筆、地目畑、地積合計4,706平方メートルでございます。内容といたしまして、租税特別措置法第70条の6、第1項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和2年12月26日から令和6年1月29日まででございます。相続開始年月日は、平成17年4月23日で、今回が6回目の証明願いでございます。場所につきましては、35ページの案内図をご参照願います。

申請人は、耕運機、トラクター等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人、妻、子の3名で、従事日数は350日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）申請地の■■■■■■■■■■はレモンとブドウ。その他の6筆はブルーベリーが栽培されておりました。申請者は、農業経営に取り組み、農地として適正に維持管理されていると認められましたので第2班といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に、問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として、補足する事項等がありましたらご発言願います。6番 内田委員

○6番（内田 直彌君）地元委員として発言させていただきます。1月23日、私も現地確認を行い、また、申請人に面会してまいりました。先程第2班の代表の方から報告がありましたとおり、主にブルーベリーが作付けされ、ブドウ及びレモンも作付けされておりました。農地として適正に管理がされておりました。このように、申請者は、農地として適正

に維持管理されていると認められましたので、地元委員といたしましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 17 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおりに証明することに決定されました。

次に、日程第 5 号、報告第 12 号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（浦山事務局長）日程第 5 号、報告第 12 号、専決処分等についてでございます。総会議案書の 36 ページをご覧ください。

綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第 8 条第 1 項第 1 号及び同項第 10 号により事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定によりご報告いたします。まず、1 の農地法第 3 条の 3 の規定による届出に事務処理でございます。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出は、相続により農地の権利を取得した場合、「その農地のある農業委員会にその旨を届け出なければならない。」と農地法に規定されており、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでございます。次に議案書の 37 ページをご覧ください。

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出、整理番号 39 番から 42 番の 4 件でございます。転用の内容は、整理番号 39 番は通路、40 番は住宅敷地、41 番は店舗、42 番は墓地となっております。地積合計 3,273.12 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。

この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）


意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 12 号専決処分等についてを終わります。

これもちまして、第7回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。


16時24分 閉 会

綾瀬市農業委員会会議規則第19条第1項の規定によりここに署名する。

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

大塚 秀一 

綾瀬市農業委員会委員

辛所 政信 